

令和4年第1回摂津市議会定例会

議案参考資料  
( 条例関係 )

令和4年2月21日提出

摂 津 市

## 目 次

議案第 1 7 号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・ ・ ・	1
議案第 1 8 号	摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件	・ ・ ・	4
議案第 1 9 号	摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する 条例制定の件	・ ・ ・	6
議案第 2 0 号	摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・ ・ ・	8
議案第 2 1 号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例制定の件	・ ・ ・	11
議案第 2 2 号	摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	・ ・ ・	12
議案第 2 3 号	摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の 件	・ ・ ・	14
議案第 2 4 号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	・ ・ ・	15
議案第 2 5 号	摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件	・ ・ ・	21
議案第 2 6 号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件	・ ・ ・	24

摂津市附属機関に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案																
<p>別表(第 2 条関係)</p> <p>1 市長の附属機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 571 589 635">名称</th> <th data-bbox="589 571 1086 635">担任意務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="268 635 589 842">略</td> <td data-bbox="589 635 1086 842">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 842 589 1129"> <u>摂津市地球温暖化対策地域計画策定委員会</u> </td> <td data-bbox="589 842 1086 1129">                     地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条第 1 項の計画(同条第 3 項各号に掲げる事項を定める計画に限る。)及び気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)第 12 条の計画の策定についての調査審議に関する事務                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1129 589 1342">略</td> <td data-bbox="589 1129 1086 1342">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任意務	略	略	<u>摂津市地球温暖化対策地域計画策定委員会</u>	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条第 1 項の計画(同条第 3 項各号に掲げる事項を定める計画に限る。)及び気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)第 12 条の計画の策定についての調査審議に関する事務	略	略	<p>別表(第 2 条関係)</p> <p>1 市長の附属機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 571 1491 635">名称</th> <th data-bbox="1491 571 1989 635">担任意務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 635 1491 842">略</td> <td data-bbox="1491 635 1989 842">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 842 1491 1129"> <u>摂津市地球温暖化対策地域計画推進協議会</u> </td> <td data-bbox="1491 842 1989 1129">                     地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条第 1 項の計画(同条第 3 項各号に掲げる事項を定める計画に限る。)及び気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)第 12 条の計画の策定<u>並びにこれらの計画の推進に関する施策</u>についての調査審議に関する事務                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 1129 1491 1342">略</td> <td data-bbox="1491 1129 1989 1342">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任意務	略	略	<u>摂津市地球温暖化対策地域計画推進協議会</u>	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条第 1 項の計画(同条第 3 項各号に掲げる事項を定める計画に限る。)及び気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)第 12 条の計画の策定 <u>並びにこれらの計画の推進に関する施策</u> についての調査審議に関する事務	略	略
名称	担任意務																
略	略																
<u>摂津市地球温暖化対策地域計画策定委員会</u>	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条第 1 項の計画(同条第 3 項各号に掲げる事項を定める計画に限る。)及び気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)第 12 条の計画の策定についての調査審議に関する事務																
略	略																
名称	担任意務																
略	略																
<u>摂津市地球温暖化対策地域計画推進協議会</u>	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条第 1 項の計画(同条第 3 項各号に掲げる事項を定める計画に限る。)及び気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)第 12 条の計画の策定 <u>並びにこれらの計画の推進に関する施策</u> についての調査審議に関する事務																
略	略																

2 教育委員会の附属機関

名称	担当事務
略	略
<u>摂津市立小中学校通学区 域審議会</u>	市立の小学校及び中学校の各学校につ きその通学区域を定めるについての調 査審議に関する事務

3 略

2 教育委員会の附属機関

名称	担当事務
略	略
<u>摂津市立小中学校通学区 域等審議会</u>	市立の小学校及び中学校の通学区域の 設定及び変更並びにこれらの学校の規 模及び配置の適正化についての調査審 議に関する事務

3 略

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案																								
<p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="266 549 770 609">区分</th> <th data-bbox="770 549 1084 609">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="266 609 770 729">略</td> <td data-bbox="770 609 1084 729">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 729 770 790"><u>小中学校通学区域審議会委員</u></td> <td data-bbox="770 729 1084 790">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 790 770 909">略</td> <td data-bbox="770 790 1084 909">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 909 770 1002"><u>地球温暖化対策地域計画策定委員会委員</u></td> <td data-bbox="770 909 1084 1002">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 1002 770 1121">略</td> <td data-bbox="770 1002 1084 1121">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	<u>小中学校通学区域審議会委員</u>	略	略	略	<u>地球温暖化対策地域計画策定委員会委員</u>	略	略	略	<p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 549 1671 609">区分</th> <th data-bbox="1671 549 1984 609">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 609 1671 729">略</td> <td data-bbox="1671 609 1984 729">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 729 1671 790"><u>小中学校通学区域等審議会委員</u></td> <td data-bbox="1671 729 1984 790">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 790 1671 909">略</td> <td data-bbox="1671 790 1984 909">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 909 1671 1002"><u>地球温暖化対策地域計画推進協議会委員</u></td> <td data-bbox="1671 909 1984 1002">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1002 1671 1121">略</td> <td data-bbox="1671 1002 1984 1121">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	<u>小中学校通学区域等審議会委員</u>	略	略	略	<u>地球温暖化対策地域計画推進協議会委員</u>	略	略	略
区分	報酬の額																								
略	略																								
<u>小中学校通学区域審議会委員</u>	略																								
略	略																								
<u>地球温暖化対策地域計画策定委員会委員</u>	略																								
略	略																								
区分	報酬の額																								
略	略																								
<u>小中学校通学区域等審議会委員</u>	略																								
略	略																								
<u>地球温暖化対策地域計画推進協議会委員</u>	略																								
略	略																								

摂津市個人情報保護条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(定義) 第2条 略 (1) 略 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) イ 略 (2)・(3) 略 (4) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立</p>	<p>(定義) 第2条 略 (1) 略 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) イ 略 (2)・(3) 略 (4) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(個人</p>

行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(5)～(9) 略

(適用除外)

第 49 条 略

(1) 統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第 11 項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第 52 条第 1 項に規定する個人情報

(2)・(3) 略

情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(5)～(9) 略

(適用除外)

第 49 条 略

(1) 統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第 11 項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第 52 条に規定する個人情報

(2)・(3) 略

摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第 16 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則(令和元年 9 月 26 日条例第 8 号)抄</p> <p>1 略</p> <p>(摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において規則で定める職にある一般職非常勤職員(第 5 条の規定による改正前の摂津市一般職非常勤職員等の勤務条</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 16 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 120</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則(令和元年 9 月 26 日条例第 8 号)抄</p> <p>1 略</p> <p>(摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において規則で定める職にある一般職非常勤職員(第 5 条の規定による改正前の摂津市一般職非常勤職員等の勤務条</p>



件等に関する条例(以下「旧一般職非常勤職員等条例」という。)第2条第1号に規定する一般職非常勤職員をいう。)であった者であって、施行日以後も引き続き第5条の規定による改正後の摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例(以下「新会計年度任用職員条例」という。)の適用を受けるもののうち、その者が受ける基本報酬の額に14.55を乗じて得た額を12で除して得た額が、施行日の前日において受けていた基本報酬の額に達しないこととなるものには、その者が引き続きその職に任用されている間に限り、基本報酬のほか、規則で定める額を報酬として支給する。

#### 3・4 略

件等に関する条例(以下「旧一般職非常勤職員等条例」という。)第2条第1号に規定する一般職非常勤職員をいう。)であった者であって、施行日以後も引き続き第5条の規定による改正後の摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例(以下「新会計年度任用職員条例」という。)の適用を受けるもののうち、その者が受ける基本報酬の額に14.4を乗じて得た額を12で除して得た額が、施行日の前日において受けていた基本報酬の額に達しないこととなるものには、その者が引き続きその職に任用されている間に限り、基本報酬のほか、規則で定める額を報酬として支給する。

#### 3・4 略

摂津市職員の育児休業等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>ア 略</p> <p><u>(ア) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 略</u></p> <p><u>(ウ) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>ア 略</p> <p><u>(ア) 略</u></p> <p><u>(イ) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)</u></p>

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員  
イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮し  
て規則で定める非常勤職員

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(委任)  
第23条 略

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)  
第25条 略

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案																						
<p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="264 549 1084 970"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護審議会委員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>統計調査員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	個人情報保護審議会委員	略	統計調査員	略	略	略	<p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 549 1986 1031"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護審議会委員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>学校運営協議会委員</u></td> <td><u>日額 3,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>統計調査員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	個人情報保護審議会委員	略	<u>学校運営協議会委員</u>	<u>日額 3,000 円</u>	統計調査員	略	略	略
区分	報酬の額																						
略	略																						
個人情報保護審議会委員	略																						
統計調査員	略																						
略	略																						
区分	報酬の額																						
略	略																						
個人情報保護審議会委員	略																						
<u>学校運営協議会委員</u>	<u>日額 3,000 円</u>																						
統計調査員	略																						
略	略																						

摂津市手数料条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行				改 正 案					
(手数料の種類及び金額) 第2条 略 (1)～(10) 略 (11) 液化石油ガスの保安に関する事務				(手数料の種類及び金額) 第2条 略 (1)～(10) 略 (11) 液化石油ガスの保安に関する事務					
	事務	区分		手数料の額		事務	区分	手数料の額	
ア カ	略	略		略	ア カ	略	略	略	
キ	保安確保機器の設置及び管理の方法の認定	当該認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数	略	略	キ	保安確保機器の設置及び管理の方法の認定	当該認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数	略	略
			略	略				略	略
			10,000 戸以上	<u>110,000 円</u>				10,000 戸以上	<u>98,000 円</u>
ク	略	略		略	ク	略	略	略	

ケ	液化石油ガスの貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可		<u>17,000</u> 円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
コ ク セ	略	略	略

備考 略

(12) 略

ケ	液化石油ガスの貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可		<u>15,000</u> 円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
コ ク セ	略	略	略

備考 略

(12) 略

摂津市子どもの医療費の助成に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(助成の申請等)</p> <p>第 5 条 この条例により医療費の助成を受けようとする子どもの保護者(子どもが<u>婚姻により成年に達したものとみなされる</u>場合にあつては、当該子ども。以下同じ。)は、市長に対し、申請しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(助成の申請等)</p> <p>第 5 条 この条例により医療費の助成を受けようとする子どもの保護者(子どもが<u>成年に達している場合</u>にあつては、当該子ども。以下同じ。)は、市長に対し、申請しなければならない。</p> <p>2 略</p>



摂津市国民健康保険条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第20条第1項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>法第81条の2第4項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ <u>法第81条の2第9項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第20条第1項<u>並びに第20条の3第1項及び第2項</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>法第81条の2第5項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ <u>法第81条の2第10項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア～ウ 略</p>

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額(同項第1号に掲げる額については、規則で定める額を除く。)を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条 略

- (1) 所得割 100分の8.1
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき 29,049円
- (3) 略

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき 30,244円

イ・ウ 略

2 略

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額(同項第1号に掲げる額については、規則で定める額を除く。)を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条 略

- (1) 所得割 100分の8.44
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき 31,038円
- (3) 略

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき 31,302円

イ・ウ 略

2 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第20条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 略

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の5の5 略

(1) 所得割 100分の2.73

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第20条第3項において読み替えて準用する同条第1項並びに第20条の3第3項において読み替えて準用する同条第1項及び第2項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 略

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の5の5 略

(1) 所得割 100分の2.66

(2) 被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき 9,478 円

(3) 略

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1 世帯につき  
9,858 円

イ・ウ 略

2 略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第 15 条の 9 略

(1) 所得割 100 分の 2.47

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者 1 人につ  
き 18,213 円

2 略

(保険料の減額)

第 20 条 略

(2) 被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき 9,426 円

(3) 略

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1 世帯につき  
9,500 円

イ・ウ 略

2 略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第 15 条の 9 略

(1) 所得割 100 分の 2.48

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者 1 人につ  
き 18,306 円

2 略

(低所得者の保険料の減額)

第 20 条 略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第 20 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する  
日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就  
学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る  
当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、次項に規

定する場合を除き、第 15 条第 1 項第 2 号又は第 15 条の 4 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を控除して得た額とする。

2 当該年度において、第 20 条第 1 項の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第 15 条第 1 項第 2 号又は第 15 条の 4 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第 20 条第 1 項各号に掲げる納付義務者の区分に応じてそれぞれ同項各号アに規定する割合を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条第 1 項第 2 号又は第 15 条の 4」とあるのは「第 15

(保険料に関する申告)

第20条の3 略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第20条の4 略

条の5の5第1項第2号又は第15条の5の8」と、前項中「第20条第1項の」とあるのは「第20条第3項において読み替えて準用する同条第1項の」と、同項第1号中「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項において読み替えて準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

(保険料に関する申告)

第20条の4 略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第20条の5 略

摂津市消防団条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(服務)</p> <p>第 8 条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災<u>その他の</u>災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第 12 条 消防団員には、報酬を支給する。</u></p> <p>2 消防団員の報酬の年額は、次の各号に掲げる階級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p>(服務)</p> <p>第 8 条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災<u>又は地震等</u>の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬の種類)</p> <p><u>第 12 条 消防団員に支給する報酬の種類は、年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p>(年額報酬)</p> <p><u>第 13 条</u></p> <p>消防団員の年額報酬は、<u>年度ごとにおける報酬とし、その額は、次の各号に掲げる階級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1)～(7) 略</p>

- 3 前項の報酬は、消防団員に任命された日の属する月から支給し、退職したときは、その退職の日の属する月まで支給する。ただし、いかなる場合においても重複して報酬を支給しない。
- 4 前 2 項の規定により報酬の支給の対象となる期間(以下「支給対象期間」という。)のうちに休団又は停職の期間がある場合には、当該支給対象期間の日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前 2 項の規定により報酬の額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 年額報酬は、消防団員に任命された日の属する月から支給し、退職したときは、その退職の日の属する月まで支給する。ただし、いかなる場合においても重複して年額報酬を支給しない。
- 3 前 2 項の規定により年額報酬の支給の対象となる期間(以下「支給対象期間」という。)のうちに休団又は停職の期間がある場合には、当該支給対象期間の日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 前 2 項の規定により年額報酬の額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、支給対象期間内において勤務実績のない消防団員には、年額報酬を支給しない。ただし、機能別消防団員については、この限りでない。

#### (出勤報酬)

第 14 条 次の各号に掲げる消防団員には、出勤報酬を支給するものとし、その額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 水火災又は地震等の災害の現場に出勤し、その職務に従事した消防団員 1 日につき 8,000 円
- (2) 水火災又は地震等の災害の警戒のため出勤し、その職務に従事した消防団員 1 日につき 3,500 円
- (3) 訓練に参加した消防団員 1 日につき 3,500 円



(費用弁償)

第 13 条 次の各号に掲げる消防団員には、費用弁償を支給するものとし、その額は、当該各号に定める額とする。

(1) 水火災その他の災害の現場に出動し、その職務に従事した消防団員 1 回につき 3,000 円

(2) 水火災その他の災害の警戒のため出動し、その職務に従事した消防団員 1 回につき 2,000 円

(3) 訓練に参加した消防団員 1 回につき 2,000 円

(4) その他市長が必要と認める職務に従事した消防団員 1 回につき 2,000 円

2 前項の費用弁償は、毎年 4 月に前年度分を支給する。

3 消防団員が職務のため旅行したときは、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 39 年条例第 16 号)の適用を受ける職員の例により、費用弁償として旅費を支給する。

(4) その他市長が必要と認める職務に従事した消防団員 1 日につき 3,500 円

(費用弁償)

第 15 条

消防団員が職務のため旅行したときは、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 39 年条例第 16 号)の適用を受ける職員の例により、費用弁償として旅費を支給する。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

摂津市消防団員等公務災害補償条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、非常勤消防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>